

## はじめに

平成18年1月10日、本庄市と児玉町は合併して新「本庄市」としてスタートします。

これにより、合併後の住所の表示や合併に伴う住所変更手続き、その他合併により生じる行政サービスの変更点などをお知らせするため、くらしのガイドブックを作成いたしましたので、ご活用ください。

なお、本冊子は、合併後の概要をお知らせするために平成17年11月現在で作成しておりますが、今後法律の改正や条例制定により変更する場合がございますので、詳細につきましては各担当課へお問い合わせください。お問い合わせ先の名称および電話番号などは、原則として平成18年1月10日以降のものを掲載させていただいておりますので、ご了承ください。

平成17年11月1日現在

	人口	世帯数	面積	人口密度
新本庄市	82,627人	31,040世帯	89.71km <sup>2</sup>	921.0人/km <sup>2</sup>
本庄市	60,897人	23,565世帯	36.72km <sup>2</sup>	1,658.4人/km <sup>2</sup>
児玉町	21,730人	7,475世帯	52.99km <sup>2</sup>	410.1人/km <sup>2</sup>



# 1. 合併後の住所の表示について

くらしのガイドブック / 本庄市

平成18年1月10日より本庄市の一部と児玉町の全域で住所が変更となります。このことにより、住所の変更手続きが必要となる場合がありますので、3ページ以降を参考にご確認ください。

住居表示が実施されている区域および旧本庄町の区域については、住所の変更はありません。

合併前		合併後	
本庄市	千代田(ちよだ)	1丁目~4丁目	住所の変更はありません。
	若泉(わかいずみ)	1丁目~3丁目	
	中央(ちゅうおう)	1丁目~3丁目	
	銀座(ぎんざ)	1丁目~3丁目	
	本庄(ほんじょう)	1丁目~4丁目	
	東台(ひがしだい)	1丁目~5丁目	
	日の出(ひので)	1丁目~4丁目	
	南(みなみ)	1丁目~2丁目	
	前原(まえはら)	1丁目~2丁目	
	柏(かしわ)	1丁目~2丁目	
	栄(さかえ)	1丁目~3丁目	
	小島南(おしまみなみ)	1丁目~4丁目	
	小島(おじま)	1丁目~6丁目	
	寿(ことぶき)	1丁目~3丁目	
	駅南(えきなん)	1丁目~2丁目	
	けや木(けやき)	1丁目~3丁目	
	見福(けんぶく)	1丁目~5丁目	
緑(みどり)	1丁目~3丁目		
いまい台(いまいだい)	1丁目~3丁目		
番地			
旧本庄町の区域で住居表示が実施されていない地区。			

本庄市の区域で大字が表示されている地区については、大字の表示がなくなります。

合併前		合併後		
本庄市	大字 鷓森	番地	鷓森(うのもり)	番地
	大字 傍示堂	番地	傍示堂(ほうじどう)	番地
	大字 牧西	番地	牧西(もくさい)	番地
	大字 小和瀬	番地	小和瀬(こわぜ)	番地
	大字 宮戸	番地	宮戸(みやど)	番地
	大字 堀田	番地	堀田(ほった)	番地
	大字 滝瀬	番地	滝瀬(たきせ)	番地
	大字 仁手	番地	仁手(にって)	番地
	大字 下仁手	番地	下仁手(しもにって)	番地
	大字 久々宇	番地	久々宇(くぐう)	番地
	大字 田中	番地	田中(たなか)	番地
	大字 上仁手	番地	上仁手(かみにって)	番地
	大字 都島	番地	都島(みやこじま)	番地
	大字 山王堂	番地	山王堂(さんのうどう)	番地
	大字 沼和田	番地	沼和田(ぬまわだ)	番地
	大字 小島	番地	小島(おじま)	番地
	大字 下野堂	番地	下野堂(しものだう)	番地

合併後の住所の表示について



## 1. 合併後の住所の表示について

くらしのガイドブック / 本庄市



## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

合併後の住所の表示について

合併前			合併後		
本庄市	大字 杉山	番地	本庄市	杉山(すぎやま)	番地
	大字 新井	番地		新井(あらい)	番地
	大字 北堀	番地		北堀(きたぼり)	番地
	大字 栗崎	番地		栗崎(くりざき)	番地
	大字 西五十子	番地		西五十子(にしいかっこ)	番地
	大字 東五十子	番地		東五十子(ひがしいかっこ)	番地
	大字 東富田	番地		東富田(ひがしとみだ)	番地
	大字 西富田	番地		西富田(にしとみだ)	番地
	大字 四方田	番地		四方田(しほうでん)	番地
大字 今井	番地	今井(いまい)	番地		
大字 共栄	番地	共栄(きょうえい)	番地		

こだまぐんこだままち ほんじょうしこだまちょう  
 児玉町の区域では、児玉郡児玉町から、本庄市児玉町に変更となり、大字の表示もなくなります。

合併前			合併後		
児玉郡 児玉町	大字 八幡山	番地	本庄市	児玉町八幡山(こだまちょうはちまんやま)	番地
	大字 児玉	番地		児玉町児玉(こだまちょうこだま)	番地
	大字 金屋	番地		児玉町金屋(こだまちょうかなや)	番地
	大字 長沖	番地		児玉町長沖(こだまちょうながおき)	番地
	大字 高柳	番地		児玉町高柳(こだまちょうたかやなぎ)	番地
	大字 飯倉	番地		児玉町飯倉(こだまちょういらいら)	番地
	大字 宮内	番地		児玉町宮内(こだまちょうみやうち)	番地
	大字 塩谷	番地		児玉町塩谷(こだまちょうしおや)	番地
	大字 保木野	番地		児玉町保木野(こだまちょうほきの)	番地
	大字 田端	番地		児玉町田端(こだまちょうたばた)	番地
	大字 秋山	番地		児玉町秋山(こだまちょうあきやま)	番地
	大字 小平	番地		児玉町小平(こだまちょうこたいら)	番地
	大字 太駄	番地		児玉町太駄(こだまちょうおおだ)	番地
	大字 河内	番地		児玉町河内(こだまちょうこうち)	番地
	大字 稲沢	番地		児玉町稲沢(こだまちょういなざわ)	番地
	大字 元田	番地		児玉町元田(こだまちょうげんだ)	番地
	大字 蛭川	番地		児玉町蛭川(こだまちょうひるがわ)	番地
	大字 下真下	番地		児玉町下真下(こだまちょうしもましも)	番地
	大字 共栄	番地		児玉町共栄(こだまちょうきょうえい)	番地
	大字 上真下	番地		児玉町上真下(こだまちょうかみましも)	番地
大字 吉田林	番地	児玉町吉田林(こだまちょうきたばやし)	番地		
大字 入浅見	番地	児玉町入浅見(こだまちょういりあざみ)	番地		
大字 下浅見	番地	児玉町下浅見(こだまちょうしもあざみ)	番地		
大字 高関	番地	児玉町高関(こだまちょうたかぜき)	番地		

### 郵便番号について

郵便番号については、変更ありません。

### 電話番号について

電話番号については、変更ありません。

合併により住所の表示が一部の地域で変わります。これにより、住所変更の手続きが必要となる場合があります。該当する方は、平成18年1月10日以降に本庁の市民課または総合支所の市民課で住所変更証明書を無料で発行いたしますので、ご利用ください。

### 市・町関係

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先			
			要不要	手続き等	本庁	支所		
住民登録	住民票	市民	不要	住所変更の手続きは必要ありません。市役所において、職権で変更します。	市民課	市民課		
	戸籍および附票	2市町に本籍のある方						
	印鑑登録証	登録者					住所変更の手続きは必要ありません。合併前に登録された登録証は、引き続き使用できます。合併後、本庁および総合支所への来庁時に交換します。	
	外国人登録証						住所変更の手続きは必要ありません。合併前に登録された登録証は、引き続き使用できます。合併後、本庁および総合支所への来庁時に変更を記載します。	
住民基本台帳カード		住所変更の手続きは必要ありません。						
年金	国民年金手帳	国民年金第1号被保険者・任意加入者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。年金証書については、平成18年4月の証書回収後に、新しい住所表示に変更します。	市民課	市民課		
	老齢福祉年金証書	老齢福祉年金受給権者						
	農業者年金	受給権者					農業委員会	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証(退職被保険者証含む)	被保険者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。	保険課	健康福祉課		
	国民健康保険高齢受給者証	左記の認定証等交付を受けている方					住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。ただし、旧の証書は後日回収します。	
	国民健康保険標準負担額減額認定証							
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証							
国民健康保険特定疾病療養受療証								
老人保健医療	老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証等交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。	保険課	健康福祉課		
	老人保健特定疾病療養受療証							
福祉医療	老人医療費受給者証	左記の資格者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。	保険課	健康福祉課		
	乳幼児医療受給資格証							
	ひとり親家庭医療費受給者証							
母子福祉	母子健康手帳	左記の手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	市民課	健康推進課 (保健センター・児玉保健センター)		
	妊婦健康診査受診票							
	健康手帳							
児童福祉	児童手当	左記の手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	子育て支援課	健康福祉課		
	児童扶養手当							
	特別児童扶養手当							
保育	保育所への住所変更手続き	入所者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	保育課			
	原動機付き自転車(125cc以下のバイク)および小型特殊自動車標識と交付証明書	原付バイク等の所有者					課税課	税務課
	犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票	犬の飼い主					不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併前に交付された鑑札、注射済票はその有効期限まで引き続き使用できます。

住所変更手続きについて

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

住所変更手続きについて

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先	
			要不要	手続き等	本庁	支所
図書	図書館利用カード	左記のカードの交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	図書館	
交通	交通災害共済	加入者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	まちづくり課	総務課
環境衛生	一般廃棄物処理業および浄化槽清掃業許可証	許可業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境推進課	経済環境課
墓地	墓地 納骨堂・火葬場 経営許可書	左記の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境推進課	経済環境課
上下水道	水道使用者、所有者の変更届	使用者または所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	水道課	児玉水道課
	下水道事業受益者負担金	受益者			下水道課	都市整備課
教育等	幼稚園への住所変更手続き	教育機関に手続きをされている方	不要	市立の学校については、住所変更の手続きは必要ありません。私立・県立・国立の学校等については、各窓口にお問い合わせください。	学校	児玉教育課
	学校への住所変更手続き				教育課	児玉教育課
障害者福祉	身体障害者手帳	左記の手帳の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は、担当課へお問い合わせください。	福祉課	健康福祉課
	療育手帳					
	精神障害者保健福祉手帳					
	精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の患者票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に変更手続きを行います。		
	重度障害者医療費受給者証	左記の受給者証の交付を受けている方				
	精神障害者居宅介護利用者証	左記の利用者証の交付を受けている方				
	心身障害者医療受給者証	左記の受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。		
	身体障害者居宅受給者証					
	身体障害者施設受給者証					
	知的障害者居宅受給者証					
	知的障害者施設受給者証					
児童居宅受給者証	制度加入者および年金受給権者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。			
埼玉県心身障害者扶養共済制度						
その他福祉	軍人恩給・遺族年金の受給者の住所	左記の年金を申請されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
	戦傷病者手帳の住所	左記の手帳の交付を受けている方				
介護保険	介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証等交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。	介護いきがい課	健康福祉課
	介護保険特定標準負担額減額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)					
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)					
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証					
	訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置)					
	社会福祉法人等利用者負担減免確認証(社会福祉法人等による利用者負担の減免措置)					
介護保険被保険者証	被保険者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。			

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

住所変更手続きについて

### 国関係

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先
			要不要	手続き等	電話番号
登記	不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在	2市町の住所で登記されている方	不要	所在変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	さいたま地方法務局本庄出張所 ☎0495 22 3264
	不動産所有者、抵当権者、仮登記等の権利者(土地登記簿、建物登記簿等)の住所			住所変更の手続きは必要ありません。合併により住所の表示が変更となりますが、みなし規定により読み替えられますので、そのままでも問題はありません。なお、新しい住所表示に変更することを希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書を登記申請書に添付して申請することができます。(この登記の際の登録免許税は必要ありません。)	
	会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所			本店、主たる事務所および役員の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申出をすることができます。(この申出は無料です。)	
自動車車検証	軽自動車(三輪・四輪)	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡および廃車される際には、新市で発行する住所変更証明書を添付して手続きをしてください。	軽自動車車検協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎048 574 1662
	普通自動車 二輪軽自動車(126~250cc) および二輪小型自動車(250cc以上)			関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎048 532 8121	
健康保険・年金	政府管掌健康保険被保険者証および健康保険高齢受給者証	2市町内の事業所にお勤めの方	要	健康保険被保険者証の更新が必要となります。手続きについては、社会保険事務所から事業主に通知されます。	熊谷社会保険事務所 ☎048 522 5211
		2市町以外の事業所にお勤めの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。保険証の住所は、個人で訂正してください。	
	国民年金・厚生年金証書	受給権者		住所変更の手続きは必要ありません。	
	組合健康保険 共済年金	被保険者 受給権者		各健康保険組合に確認してください。 各共済組合に確認してください。	各健康保険組合 各共済組合
恩給	恩給受給者住所	恩給受給者	要	恩給受給者に配布されている「恩給のしおり」にある「住所・支給郵便局変更届」を合併後に人事・恩給局へ郵送してください。	総務省人事・恩給局 ☎03 5273 1400

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

### 県関係

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先 電話番号
			要不要	手続き等	
自動車	自動車運転免許証	所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免許更新などにあわせて手続きを行ってください。ただし、更新前に住所変更を希望される方は、警察署または運転免許センターで手続きができます。	運転免許センター ☎048 543 2001 または各警察署
	自動車保管場所証明書（車庫証明）	自動車の保有者		住所変更の手続きは必要ありません。	本庄警察署 ☎0495 22 0110 児玉警察署 ☎0495 72 0110
	安全運転管理者に関する届出	届出をしている方		住所変更の手続きは必要ありません。選任替え時や変更届時に併せて手続きを行ってください。	
狩猟・鉄砲	銃砲（刀剣類）所持許可証	許可所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新をする際に手続きをしてください。	本庄警察署 ☎0495 22 0110 児玉警察署 ☎0495 72 0110
	猟銃用火薬類等譲受許可証	許可証被交付者		住所変更の手続きは必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は警察署で手続きができます。	
	狩猟免許証	所持者		住所変更の手続きは必要ありません。狩猟免許の更新時に住所表記を変更してください。	
警察関係	警備業認定証 古物営業許可証 質屋営業許可証 風俗営業許可証 警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 通行禁止道路通行許可証 道路使用許可証 駐車許可証 荷台乗車許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庄警察署 ☎0495 22 0110 児玉警察署 ☎0495 72 0110
	特定非営利活動法人の事務所および役員の住所	各法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県NPO活動推進課 ☎048 830 2835
	不動産鑑定業者の登録（変更）	不動産鑑定業者	要	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、提出してください。（手数料は無料です。）	埼玉県開発指導課 ☎048 830 5470
	不動産鑑定士（補）の登録（変更）	不動産鑑定士（補）			
	公害関係法令の届出・登録	届出・登録をされる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県北部環境管理事務所 ☎048 523 2800
	産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方			
	産業廃棄物処理施設設置許可	登録を受けている方			
	浄化槽設置届出	登録を受けている方			
	浄化槽保守点検業者登録	登録を受けている方			
	土木建築関係	建設工事入札参加資格の届出	建設工事入札参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
解体工事業の登録		解体工事業者			
建設業許可の届出書		建設業許可業者			

住所変更手続きについて

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先 電話番号	
			要不要	手続き等		
土木建築関係	浄化槽工事業の登録	浄化槽工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建設業課 ☎048 830 5170	
	特例浄化槽工事業の届出	特例浄化槽工事業者				
	道路占用許可（県道） 河川占用許可	許可を受けている方				
	屋外広告業の届出	届出業者	要	合併後すみやかに変更届を提出してください。	本庄県土整備事務所 ☎0495 21 3141	
	屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方				
	宅地建物取引主任者証	主任者証を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県開発指導課 ☎048 830 5470	
	宅地建物取引主任者登録	登録を受けている方				
宅地建物取引業者名簿変更・宅地建物取引業者免許証	免許を受けている方					
建築士事務所登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建築指導課 ☎048 830 5515		
商工労働関係	計量証明事業登録	登録を受けている方	要	合併後すみやかに変更の手続きを行ってください。	埼玉県計量検定所 ☎048 652 2171	
	適正計量管理事業所の指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、大臣の指定の場合（郵便局）は、合併後すみやかに変更の手続きを行ってください。		
	特定計量器製造事業届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに変更の手続きを行ってください。		
	特定計量器修理（販売）事業届出		不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
	登録電気工事業者 みなし登録電気工事業者	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		埼玉県化学保安課 ☎048 830 2970
	医療法人の定款変更許可申請 医療法人の登記事項変更完了届	各医療法人	要	合併後すみやかに定款変更許可申請の手続きを行ってください。 合併後すみやかに登記事項変更完了届の提出を行ってください。		埼玉県医療整備課 ☎048 830 3530
保健福祉関係	食品の営業許可	許可業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庄保健所 ☎0495 22 6481	
	環境衛生営業許可（理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館等）					
	医薬品販売業許可	許可を受けている方				
	薬局開設許可	登録を受けている方				
	毒物劇物販売業登録	登録を受けている方				
	向精神薬取扱者の免許、登録	免許、登録を受けている方				
	覚せい剤研究者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤施用機関の指定	指定を受けている方				
	大麻取扱者の免許 麻薬取扱者の免許	免許を受けている方				
麻薬等原料営業者の届出	届出をしている方					

住所変更手続きについて

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

区分	項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先 電話番号
			要不要	手続き等	
保健福祉関係	医療機関（病院、診療所等）の開設届出事項変更届	各医療機関	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庄保健所 ☎0495 22 6481
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可	許可を受けている方			埼玉県業務課 ☎048 830 3620
	母子寡婦福祉資金貸付制度	貸付を受けている方			埼玉県子育て支援課 ☎048 830 3320
	有料老人ホームの設置・運営に関する届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに変更届を提出してください。	埼玉県長寿社会政策課 ☎048 830 3240
	介護サービス事業者の指定許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県介護保険課 ☎048 830 3250
農林水産関係	特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者	要	合併後すみやかに変更の手続きを行ってください。	埼玉県農林総合研究センター ☎048 521 5041
	指定配合肥料生産業者の届出	指定配合肥料生産業者			
	肥料販売業務の届出	肥料販売業者			
	農薬販売業者の届出	農薬販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庄農林振興センター ☎0495 22 6156
その他	公益法人の事務所および役員の住所	各法人	要	合併による事務所所在地の変更については、定款または寄附行為の変更を行い、各所管課に届け出てください。役員の住所変更については、役員異動等の届出を所管課に行ってください。なお、法務局での登記変更の手続きは不要です。	埼玉県各所管課
	旅券（パスポート）	旅券（パスポート）をお持ちの方  旅券（パスポート）を申請される方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。  旅券（パスポート）発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。	埼玉県パスポートセンター 熊谷支所 ☎048 520 2530

住所変更手続きについて

## 2. 住所変更手続きについて

くらしのガイドブック / 本庄市

### その他

項目	該当者	住所変更について		問い合わせ先 電話番号
		要不要	手続き等	
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード	預金者等	不要	金融機関、会社等により対応が異なりますので、詳細は個別に各金融機関、会社等に確認してください。	各金融機関
クレジットカード	所有者			各クレジット会社
有価証券、生命保険証書等	所有者および加入者			各規約等に定める窓口
国民年金基金	受給権者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県国民年金基金 ☎0120 654 192 ☎048 838 7575
加入電話の契約	加入者			NTT東日本熊谷支店 ☎0120 806 116
電話帳記載住所	登録者			東京電力埼玉カスタマーセンター ☎0120 995 441
電気使用契約	契約者			NHKさいたま放送局 大宮営業センター ☎048 643 1030
NHK受信料				
郵便番号		郵便番号は変わりません。	各郵便局	
郵便貯金通帳、簡易保険、キャッシュカード	預金者および契約者等	不要		住所変更の手続きは必要ありません。

住所変更手続きについて

